



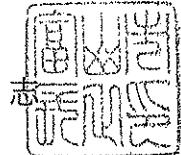
富山市告示第 194 号

字の区域の新設について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり本市の字の区域を新設したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年4月16日

富山市長 森 雅



字の区域の新設に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「婦中町西ヶ丘」を設定する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	婦中町 増田	清六島 割	22番から24番まで、25番1、25番2、30番2、30番7、31番1、32番から38番まで、39番1から39番3まで、40番1、40番2、41番1、41番2、42番1、42番2、43番1、43番2、44番1
	婦中町 板倉		474番1、474番2、474番5、474番8、475番1から475番3まで、475番6、476番1から476番3まで、477番1から477番3まで、478番1から478番3まで、479番1から479番3まで、480番1から480番3まで、481番1から481番3まで、482番1から482番3まで、482番5、483番1、483番2、484番1、484番2、485番1、485番2、486番1、

		486番2、487番1、487番2、 488番1、488番2、489番1、 489番2、490番1、490番3、 493番1、493番2、494番1、 494番2、495番、496番1、4 96番2、497番1、497番2、4 98番1、498番2、499番1、4 99番2、500番1、500番2、5 04番1、504番2、505番1、5 05番2、506番1、506番2、5 07番1、507番2、508番から5 10番まで、511番1
婦中町 下轡田		279番1、282番1、283番1
婦中町 速星		1番1、1番2、2番、3番、14番か ら29番まで、41番から55番まで、 1925番1、1926番1、1927 番1、1927番4、1929番から1 931番まで

上記の区域内にある市有地の全部を含む。